

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

<背景>

家計金融資産への適切な投資機会の提供

内外企業への成長資金の供給

⇒我が国金融・資本市場の競争力強化

金融サービス業による高い付加価値の創出

I 多様な資産運用・調達機会の提供

1. プロ向け市場の創設

- 参加者をプロ投資者（特定投資家）に限定した取引所市場を創設
 - プロ向け銘柄について、現行の開示規制は免除。プロ投資者に対する簡素な情報提供の枠組みを新設（例：年1回以上の情報提供）
 - 一般投資者への転売を制限
 - プロ向け市場に係る自主規制業務の一部を自主規制法人以外へ委託することを容認
- プロ向け市場における規制の実効性確保
 - 提供された情報が虚偽である場合などを念頭に以下を整備
 - ・民事上の損害賠償制度
 - ・課徴金制度
 - ・罰則
 - PTS（私設取引システム）業務の対象として、投資者保護の観点から適当でないもの（取引所による自主規制が及ばない非上場のプロ向け銘柄）を除外

2. ETF（上場投資信託）等の多様化

- 商品現物と交換可能な投資信託の導入
 - 金銭信託の例外である投資信託に商品組込型の投資信託を追加
- 商品先物に投資する投資信託に係る規制の適用関係の整理
 - 商品先物に投資する投資信託の運用業務に関し承認を受けた投資運用業者については、商品投資顧問業に係る規制を適用除外
- 金融商品取引所の業務範囲の見直し
 - 排出権取引に関する市場の開設業務を金融商品取引所の兼業業務として追加

II 多様で質の高い金融サービスの提供

1. 証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し

- 証券会社・銀行・保険会社の間での役職員の兼職規制を撤廃

2. 利益相反管理体制の構築

- 証券会社・銀行等・保険会社による利益相反管理のための体制の整備
 - 自社又はグループ会社による取引に伴い、顧客の利益が不当に害されることがないように、適正な情報の管理と適切な内部管理体制の整備を実施

3. 銀行等・保険会社の業務範囲の見直し

- 銀行兄弟会社の業務範囲の見直し
 - リスク管理等に優れた銀行グループの銀行兄弟会社に対して商品現物取引等の業務を解禁する枠組み（認可制）の導入
- 銀行等・保険会社本体の業務の見直し
 - 投資助言業務、排出権取引の解禁
- 銀行等・保険会社グループの議決権保有制限の例外措置の拡充
 - 企業再生（地域再生）の一層の推進等の観点から、銀行等・保険会社グループの議決権保有制限の例外措置を拡充
- 銀行等による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入
 - グループ内の外国銀行の業務を代理・媒介
 - 委託元の外国銀行が銀行等の子会社等として当局の認可を受けている場合は届出（それ以外は認可）
 - 委託元の外国銀行の業務・財産に関する説明書類の縦覧、顧客保護のための説明義務、帳簿備付け義務等を適用

Ⅲ 公正・透明で信頼性のある市場の構築

1. 課徴金制度の見直し

- 現行の課徴金の金額水準を引上げ
 - インサイダー取引
 - 重要事実公表日翌日終値を基準 ⇒公表後 2 週間の最高値を基準
 - 相場操縦
 - 違反行為後 1 ヶ月の売買で確定した損益 ⇒1 ヶ月の最高値を基準
 - 風説の流布・偽計
 - 違反行為後 1 ヶ月の売買で確定した損益 ⇒1 ヶ月の最高値を基準
 - 発行開示書類の虚偽記載
 - 募集・売出し総額の 1%（株式は 2%） ⇒2.25%（株式は 4.5%）
 - 継続開示書類の虚偽記載
 - 時価総額の 10 万分の 3 または 300 万円 ⇒10 万分の 6 または 600 万円
- 課徴金の対象範囲の見直し
 - 公開買付届出書の虚偽記載・不提出
 - 買付総額の 100 分の 25

- 大量保有報告書の虚偽記載・不提出
時価総額の10万分の1
- 相場操縦のうち仮装売買・馴合売買
違反行為後1ヶ月の最高値を基準
- 相場操縦のうち安定操作取引
違反行為中の平均価額－違反行為後1ヶ月の平均価額
- 発行開示書類の不提出
募集・売出し総額の2.25%（株式は4.5%）（虚偽記載と同様）
- 継続開示書類の不提出
監査料相当額
- 課徴金の加算制度
 - 過去5年間に課徴金の対象となった者が再度違反した場合には課徴金の額を1.5倍に加算
- 課徴金の減算制度
 - コンプライアンス体制の構築の促進・再発防止の観点から、当局の調査前に以下の違反行為を報告した場合には課徴金を半額に減算
 - ・自己株売買におけるインサイダー取引
 - ・発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載
 - ・大量保有報告書の不提出
- 除斥期間の延長
 - 現行3年の除斥期間を5年に延長
- 審判手続の見直し
 - 民事訴訟法の制度にならい、被審人は審判手続に係る書類の送達場所を届出
 - 事件記録の閲覧について、正当な理由がある場合を除き利害関係人が閲覧できることを明確化

2. 訂正命令を行う開示書類の縦覧の制限

- 当局は、訂正命令を行った開示書類について、例外的に縦覧に供しないものとする事ができる枠組みを導入

3. 違反行為の禁止・停止の申立てに係る権限委任

- 違反行為の禁止・停止の裁判所に対する申立てに係る金融庁長官の権限を証券取引等監視委員会に委任

IV 施行日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
（ファイアーウォール規制の見直しと利益相反体制の構築（Ⅱ 1、2）は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

家計金融資産への適切な
投資機会の提供

内外企業等への成長資金の
供給

金融サービス業による高い
付加価値の創出



我が国金融・資本市場の競争力強化が課題

多様な資産運用・調達機会の提供

○プロ向け市場の創設

- 参加者をプロ投資家に限定した取引所市場を創設
 - ・ 現行の開示規制は免除。より柔軟な情報提供の枠組みを構築
 - ・ 一般投資家への転売は制限

○ETF（上場投資信託）の多様化

- 商品現物と交換可能な投資信託の導入
- 商品先物に投資する投資信託の運用業務に関し承認を受けた投資運用業者については、商品投資顧問業に係る規制を適用除外

多様で質の高い金融サービスの提供

○証券・銀行・保険会社間のファイアウォール規制の見直し

- 証券会社・銀行・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃

○利益相反管理体制の構築

- 証券会社・銀行・保険会社による、利益相反管理のための体制の整備

○銀行等の業務範囲の拡大

- リスク管理等に優れた銀行グループの銀行兄弟会社に対して商品現物取引等の業務を解禁する枠組みの導入
- 銀行・保険会社本体に対して投資助言業や排出権取引を解禁
- 外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入

公正・透明で信頼性のある市場の構築

○課徴金制度の見直し

- 現行の課徴金の金額水準を引上げ
 - ①インサイダー取引
 - ②相場操縦
 - ③風説の流布・偽計
 - ④発行開示・継続開示書類の虚偽記載
- 新たに課徴金の対象を追加
 - ①相場操縦のうち、相場変動型でない安定操作取引等
 - ②発行開示・継続開示書類の不提出
 - ③公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出
- 課徴金の加算（繰返しの場合）・減算（早期発見・早期申告の場合）制度の導入
- 除斥期間の延長（現行3年→5年）